

川俣事務所 かわら版 No. 115 (2025.8)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail: mshd@office-kawamata.gr.jp

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について

～ 目安はAランク63円、Bランク63円、Cランク64円～

8月4日、第71回中央最低賃金審議会で、令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました。

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示し、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となり、関東地方は、埼玉、千葉、東京、神奈川がAランクに、茨城、栃木、群馬がBランクに分けられました。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考に、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,118円となります。

決定しましたら、改めてお知らせいたします。

健康保険被扶養者（19歳以上23歳未満）に係る年収基準について

～令和7年10月1日より

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険の被扶養者（被扶養配偶者を除く）としての届出に係る者が19歳以上23歳未満（12月31日現在）である場合、年収に係る認定要件の金額を130万円未満から150万円未満に変更することになりました。この取り扱いは令和7年10月1日からです。ただし、金額以外の認定要件は従来と変わりません。

また、所得税（税制）における収入の考え方は非課税となる収入を含みませんが、健康保険における収入の考え方は、通勤手当などの非課税分も含むこととなりますので、ご注意ください。

「年収の壁突破」総合対策促進奨励金 ～都内中小企業事業主が対象～

東京都内で事業を営み、都内に勤務する常時雇用労働者（6ヵ月以上継続雇用）を1名以上雇用している事業主が対象となります。東京しごと財団のホームページには、詳細な要件などが掲載されています。

◇ 社会保険加入促進コース

社会保険料に関する手当を新設する企業に奨励金30万円。

◇ 配偶者手当見直しコース

配偶者の収入要件がある配偶者手当の見直し（収入要件撤廃など）を行う企業に奨励金30万円。

2コース実施の場合は、50万円を交付。

【手続きの流れ】

